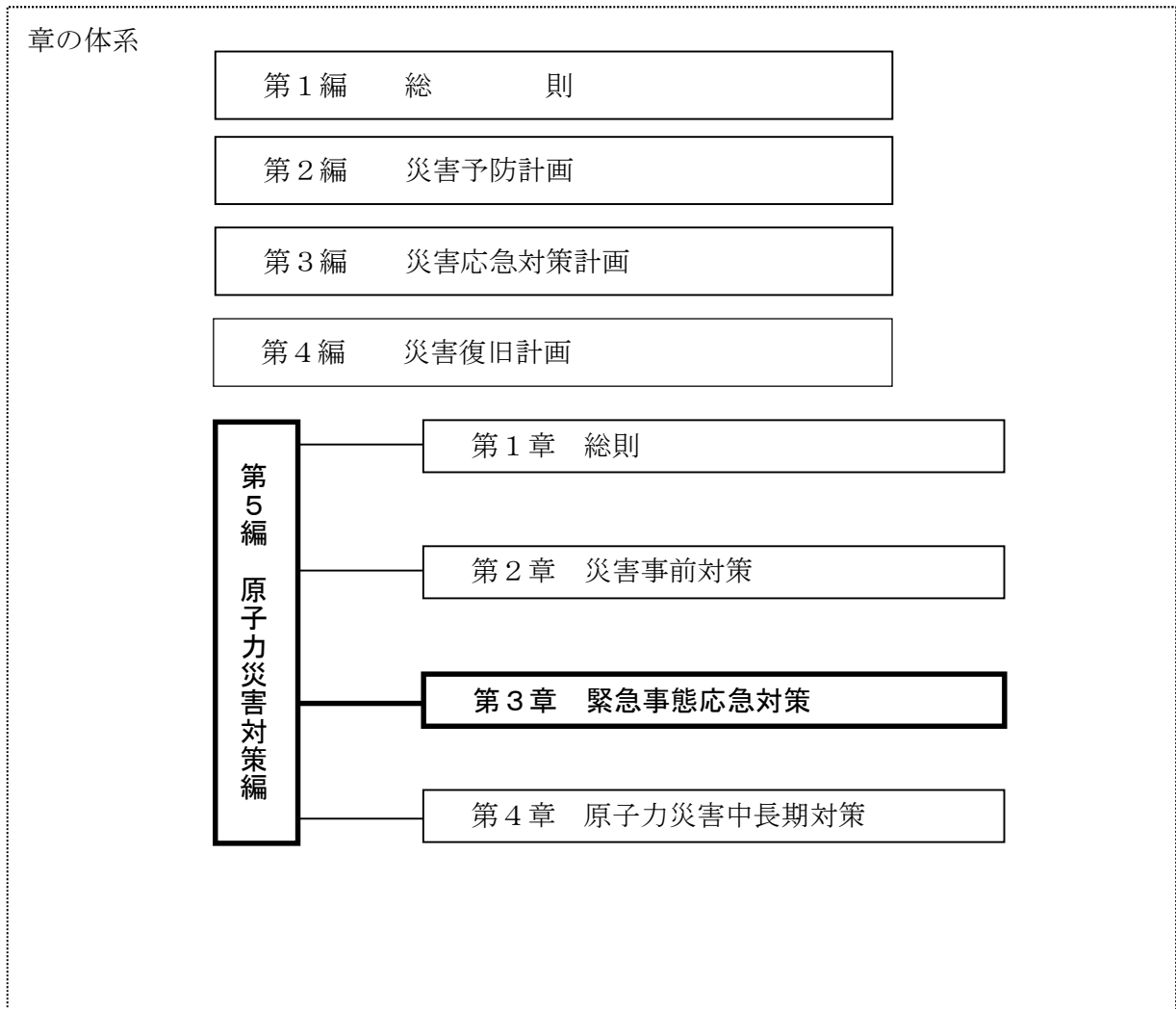


第3章 緊急事態応急対策



第1節	基本方針	原-37
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	原-38
第3節	活動体制の確立	原-41
第4節	住民等への情報伝達・相談活動	原-49
第5節	屋内退避等の防護活動	原-51
第6節	飲食物の出荷制限、摂取制限等	原-55
第7節	救助・救急および医療活動	原-56
第8節	自発的支援の受入れ等	原-57

第1節 基本方針

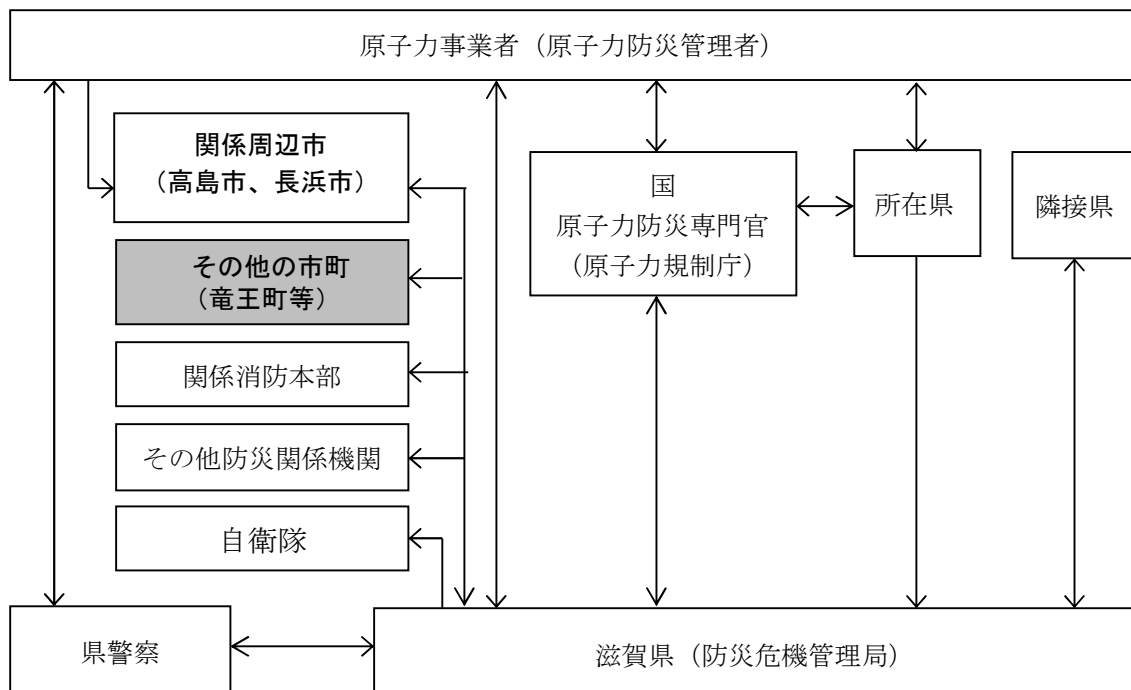
本章は、県から情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態が発生した場合の対応および全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示すとともに、県からの情報提供を受けて、町が実施する対応を示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保

県は、国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関に対し情報の提供を求め、または自ら情報収集活動を実施し、施設敷地緊急事態または全面緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については必要に応じ、関係周辺市等に連絡する。

町は、県から連絡を受け、緊急事態に関する情報収集に努めるとともに、通信の確保に努める。

■情報収集・連絡体制図（オフサイトセンター運営時）



第1 緊急時や施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

1 情報収集事態発生が発生した場合

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡する。

2 警戒事態が発生した場合

県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。

3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

県は、原子力事業者および国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係周辺市および関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の

市町にも連絡するものとする。

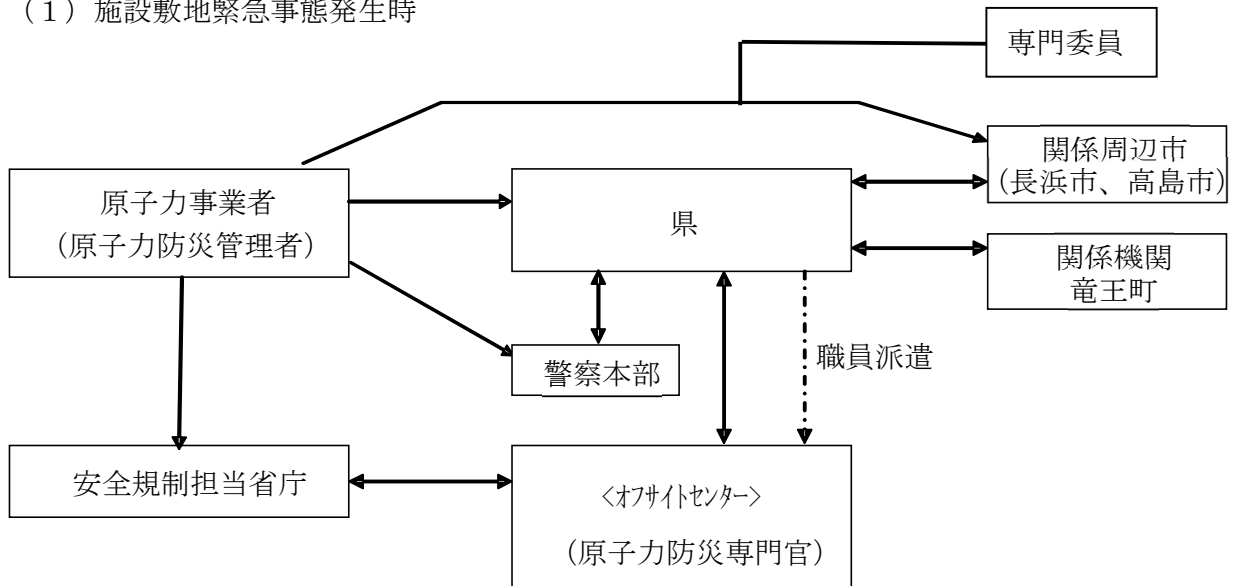
- ・ P A Zを含む市町と同様の情報をU P Zを含む市に連絡
- ・ U P Zを含む市に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載

4 応急対策活動情報の連絡

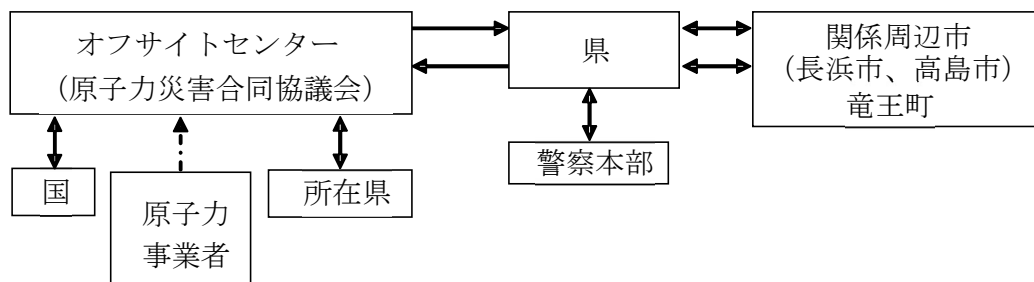
施設敷地緊急事態等発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡は、以下のように行う。

■連絡系統図

(1) 施設敷地緊急事態発生時



(2) 全面緊急事態発生時



第2 通信手段の確保

警戒事象発生時の連絡があったとき、町は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。必要に応じ、電気通信事業者に対して町の重要通信の確保を要請する。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、衛星電話、インターネットメール、J-アラートならびに衛星通信回線や防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第4 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行うものとする。

また、県を通じて屋内退避、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

原子力災害が発生した場合、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、町は、原子力災害の事象に応じ、活動体制を速やかに確立する。

第1 町の配備体制

1 原子力災害時における配備体制

町における原子力災害時の配備体制は以下の3種類とする。

- ①警戒第2号体制
- ②災害警戒本部体制
- ③災害対策本部体制

<表 動員体制一覧>

体制	動 員 体 制	配 備 内 容
警戒第2号体制	(責任者：総務主監) ・配備編成計画の水防第1配備	防災担当者による情報連絡活動を円滑に行い、事態の推移により災害対策本部等の設置に備える体制。
災害警戒本部体制	(責任者：副町長) ・配備編成計画の水防第2配備	警戒体制を強化し、事態の推移により現地活動が出来る体制。場合によって小規模の災害対策を実施する。
災害対策本部体制	(責任者：町長) ・配備編成計画の水防第3配備または全職員	職員が関係部班に分かれて情報連絡活動および災害応急対策を実施する体制。本部の全力をあげて適切な災害対策活動に当たる。

2 配備の基準

町の配備基準は、次表「動員配備基準」による。

3 配備体制の決定

町長等は、原子力規制委員会または原子力防災管理者からの事故（緊急時）の通報が県を通じてあり、「動員配備基準」の配備レベルに該当するときは、配備基準に応じた配備体制を決定する。

第2 町の動員体制

1 原子力災害時における動員

職員の動員は、表「動員配備基準」による。

2 職員への伝達等

(1) 勤務時間中における伝達および系統

庁内放送および各課の内線電話等により、職員の配備の伝達を行う。

(2) 勤務時間外または休日等における伝達等

ア 伝達方法

動員指示については、電話・職員緊急連絡用メール等迅速、的確な方法により伝達

する。

イ 参集状況の報告

緊急時の参集において、各部の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、生活安全課に報告する。

<表 動員配備基準>

配備するレベル		配備体制
情報収集事態 【フェーズ1】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき。 (2) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき。必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。 (3) その他、総務主監が警戒2号体制を決定したとき。	警戒2号体制
警戒事態 【フェーズ2】	(1) 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。 (2) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。 (4) その他、副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部の設置
施設敷地緊急事態 【フェーズ3】	(1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。 (2) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (3) 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 μ Sv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。 (4) その他、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部の設置
全面緊急事態 【フェーズ4】	(1) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき。 (2) 内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。	

第3 警戒第2号体制

1 警戒第2号体制の決定および廃止基準

総務主監は、次の場合に警戒第2号体制を決定し、または廃止する。

(1) 警戒第2号体制の決定基準

- ア 福井県の原子力事業所所在市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき。
- イ 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき。
- ウ その他総務主監が警戒第2号体制を決定したとき。

(2) 警戒第2号体制の廃止基準

- ア 事故に至るものでないことが確認できたとき。
- イ 原子力事業所の事故が終結したとき。
- ウ 事故の進展により災害警戒本部または災害対策本部が設置されたとき。

2 業務内容

防災担当職員は、第3編災害応急対策計画第1節風水害等に対する活動体制（以下「第3編第1節」という。）の活動内容に準じて、原子力施設の事故に関する情報収集を行う。

3 警戒第2号体制を決定した場合の防災関係機関への連絡

総務主監が警戒第2号体制を決定した場合、生活安全課長は、県にその旨を連絡する。

第4 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置および廃止基準

副町長は、次の場合に災害警戒本部を設置し、または廃止する。

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発表されたとき。
- イ 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。
- ウ 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡があったとき。
- エ その他、副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の廃止基準

- ア 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または対策の必要がなくなったとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は、第3編災害応急対策計画災害対策本部設置場所と同じとする。

3 災害警戒本部の組織および運営

災害警戒本部の組織および運営については、「第3編第1章第1節」による。

4 災害警戒本部の事務分掌等

災害警戒本部の事務分掌については、「第3編第1章第1節」による。ただし、安定ヨウ素剤に関しては救護班、緊急時モニタリングに関しては応急対策班の担当とする。

5 災害警戒本部会議における協議事項

災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ア 県その他防災関係機関の初期活動実施状況の確認
- イ 町の初期活動の実施に関する基本的事項および重要事項
- ウ 各班の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項
- オ 国、県および防災関係機関に対する要請に関する事項

カ 原子力事業所における事故情報等の広報に関する事項

キ その他重要な初期活動に関する事項

6 災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害警戒本部を設置した場合、副町長（災害警戒本部長）は、県にその旨を通知または報告する。

7 設置の公表

災害警戒本部を設置した場合、副町長（災害警戒本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞、音声告知放送等を通じて公表するとともに、災害警戒本部の標識を指定場所に掲示する。

第5 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置および廃止基準

町長は、次の場合に災害対策本部を設置し、または廃止する。

災害対策本部の第1体制から第2体制への移行は町長が決定する。

(1) 災害対策本部の設置基準

ア 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県を通じてあったとき。

イ 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。

ウ 福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。福井県および滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。

エ 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき。

オ 福井県に立地する原子力施設で事故が発生し、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。

カ その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または災害対策本部の必要がなくなったとき。

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、「第3編第1章第1節」の災害対策本部設置場所と同じとする。

3 災害対策本部の組織および運営

災害対策本部の組織および運営については、「第3編第1章第1節」による。

4 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌については、「第3編第1章第1節」による。ただし、安定ヨウ素剤に関しては救護班、緊急時モニタリングに関しては応急対策班の担当とする。

5 災害対策本部会議における協議事項

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ア 災害状況および町の災害応急対策実施状況
- イ 災害応急対策等の実施に関する基本的事項および重要事項
- ウ 災害対策本部各部各班の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連絡調整に関する事項
- オ 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- カ その他必要な災害対策に関する事項

6 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、町長（災害対策本部長）は、県にその旨を通知または報告する。

7 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、町長（災害対策本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を指定場所に掲示する。

8 県との協力体制

町長（災害対策本部長）は、県の災害対策本部との協力体制を整える。

第6 専門的支援の要請

1 専門家に対する支援要請

町は、特定事象の発生等にもなう影響を把握するため、あるいは原子力災害に関する応急対策の検討および実施にあたって、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を求める。

2 県に対する支援要請

町は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、県に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。

第7 応援要請および職員の派遣要請等

1 応援要請

町は、応急対策の実施にあたり、必要に応じ原子力事業者、国、県、他市町村等に対し応援要請を行う。

2 職員の派遣要請等

町は、災害応急対策または災害事後対策のため必要と認めるときは、県に対し、指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

第8 自衛隊原子力災害派遣要請計画

1 計画の方針

原子力災害において、町民の生命、身体および財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定める。

2 派遣要請の実施

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、知事に派遣を要請する。国の原子力災害対策本部設置後においては、現地原子力防災センターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事または国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

3 派遣の内容

- ア モニタリング支援
- イ 被害状況の把握
- ウ 避難の援助
- エ 行方不明者等の捜索救助
- オ 消防活動
- カ 応急医療・救護
- キ 人員および物資の緊急輸送
- ク 危険物の保安および除去
- ケ その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

4 派遣要請の手続き

(1) 派遣要請の連絡事項

- ア 町長は、被害の程度により自衛隊の要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。災害派遣要請は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記(2)の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出する。
- イ 町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨および災害の状況を下記(3)に掲げる関係部隊に通知することができる。この場合、町長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- ウ 上記イの通知を受けた下記(3)に掲げる関係部隊は、その事態に照らし特に、急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

(2) 口頭で要請する場合の連絡事項

- ア 災害の状況および派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域および活動内容
- エ その他参考となる事項

(3) 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	072-782-0001 【内線：2259】
海上自衛隊舞鶴地方総監(連絡窓口：防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 【内線：2222】
航空自衛隊中部航空方面隊司令官(連絡窓口：防衛部) (埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)	042-953-6131 【内線：2233】

(注)陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊第3係(高島市今津町今津平郷国有地 Tel 0740-22-2581【内線235】)を窓口として要請する。また、海上自衛隊舞鶴地方総監および航空自衛隊中部航空方面隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊に通報するものとする。

5 自主的派遣

県を担任する自衛隊の部隊等は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

6 派遣部隊の受入れ

(1) 派遣部隊の受入体制

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、町長にその旨を通知し、受入体制を整備させるとともに、町その他防災関係機関相互の連絡調整に当たるものとする。

ア 派遣部隊と関係周辺市(長浜市、高島市)との連絡窓口およびその責任者の決定

イ 作業計画および資機材の準備

ウ 派遣部隊の誘導

エ 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備

オ 町民の協力

(2) 他の防災関係機関との競合重複排除

知事および町長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(3) 連絡幹部の派遣受入れ

自衛隊は、部隊を派遣する場合、県または町の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や関係消防本部、県警察との調整・連絡に当たらせるものとする。

7 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう町長、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請

を行うものとする。

8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行うものとする。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

- ア 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- イ 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費および入浴料
- ウ 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費および修理費
- エ 有料道路の通行料
- オ 放射能防護資機材(ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等)

第9 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。

1 防護対策

町は、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

2 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

(1) 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理の指標

ア 被ばくの可能性がある緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。

イ 人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、実効線量で100mSvを上限とする。

(※妊婦に関しては、胎児保護の観点から被ばくの可能性がある防災業務から除外するなど、適切な配慮が必要である。)

(2) 県への支援要請

町は、県との連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

第4節 住民等への情報伝達・相談活動

原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有しており、緊急時において町民の心理的動揺あるいは混乱が予想される。よって、異常事態による影響をできる限り低くするため、町民に対する情報提供、広報、町民相談活動などを迅速かつ的確に実施する。

第1 情報伝達の留意事項

- ①原子力災害は、地震等の自然災害に伴って発生する場合があります、既存の情報伝達手段が破壊されることを考慮し、広報に当たっては、広報紙、広報車による巡回周知、町ホームページ等のインターネット、テレビ、ラジオ、CATV等の放送、音声告知放送、携帯端末の緊急速報メール、その他の方法を有効に活用する。
- ②情報提供に当たっては、緊急時における町民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、予め分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ町民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報する。
- ③町、県、国その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないように、定期的な情報提供に努める。

第2 町の情報伝達体制

- ①町は緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および情報伝達を行い、報道機関に情報提供する。なお、報道機関への発表は未来創造課（町本部が設置された場合は広報班）が対応する。
- ②町は、竜王町防災行政無線、広報車による巡回周知、町ホームページ等のインターネット、テレビ、ラジオ、CATV等の放送、音声告知放送、携帯端末の緊急速報メール、その他の方法等を通じ、町民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、町の対策等を周知徹底する。
- ③事務局は、報道機関への情報伝達について、時間を設定して実施するが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応する。

第3 町の情報伝達事項

町は、県本部等からの指示に従い、広報車等を活用し、次に示す段階ごとに町民への情報伝達を的確に実施する。

1 警戒第2号体制を決定したとき

町の独自の手段・方法により情報伝達を行うが、特に環境への影響がない事実を併せて情報伝達する。

2 災害警戒本部を設置したとき

〈広報事項〉

ア 町からの緊急広報であること

- イ 町に災害警戒本部を設置したこと
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所
- エ 事故の状況
- オ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- キ 町、県その他防災関係機関の対応状況
- ク 町民および一時滞在者のとるべき措置
- ケ 相談窓口の設置場所および問合せ先
- コ その他必要事項

3 災害対策本部を設置したとき

〈広報事項〉

上記2に掲げる広報事項に準じる。

4 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、県を通じ原子力災害合同対策協議会からの広報内容を十分確認した上で、広報活動を実施する。

〈広報事項〉

上記2に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと。
- イ 国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと。

第4 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、災害警戒本部を設置したときは、町民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を開設する。

また、問い合わせの対応に当たり、相談者のニーズを見極め情報収集、整理を行う。

第5 風評被害対策

- ①町は、国および県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。
- ②国内外への正確な情報発信・国外からの風評被害の影響に留意し、商品等の適正な流通促進および観光地の安全性のアピールのための広報活動を考慮する。

第5節 屋内退避等の防護活動

第1 計画の方針

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「O I Lと防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。

原子力事業所において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるE A Lに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力事業所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてU P Z外においても屋内退避を実施する。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、U P Z（必要に応じてそれ以遠も含む）内で空間放射線量率の測定を行い、O I Lに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

この方針に沿って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。

第2 防護措置基準

原子力規制委員会の「防護措置基準」（案）は、別表1のとおりである。

この防護措置基準等は、I A E Aにおいてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。

県では、この基準に基づいて避難等の防護措置を実施することとしており、町においても県と同様とする。

別表1 防護措置基準

< O I L と防護措置について（原子力災害対策指針より） >

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）

がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3 屋内退避の注意喚起

町は、次のような事態にいたった場合、原子力災害の危険性に配慮し、町民に対し予防的防護措置（屋内退避）の注意喚起を指示する。

- ・県から屋内退避を行う可能性がある旨の連絡があった場合
- ・福井県の原子力発電所で全面緊急事態が発生し、PAZ内での避難が開始された場合

第4 屋内退避の実施

福井県の原子力発電所で全面緊急事態が発生してプラントの状況が悪化し、かつ滋賀県内の関係周辺市で避難が開始された場合、町は県と協議し、町民に対し屋内退避を指示する。また、屋内退避の指示に当たっては、次の事項を町民に明示して行う。

- ア 町災害対策本部から町民への緊急指示であること
- イ 事故の概要
- ウ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- エ その他必要事項
- オ 防護対策（屋内退避の方法、安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項等）

第5 広域避難者の受け入れ

県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県独自の放射性物質拡散予測

シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、および受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、県内の市町と協議を行うことになっている。状況に応じて町は、県に協力する。

第6 避難中継所の運営協力

県は、避難中継所を設置し、原子力事業者等と連携し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等の避難退域時検査および原子力災害医療の提供を判断するための検査ならびに検査結果に応じたOILに基づく除染を行う。

町が県から避難中継所運営の協力要請があった場合、近隣市町・消防・県警察等とともに協力する。

第7 安定ヨウ素剤の予防服用

県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医療従事者の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示することになっている。

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国および県が決定した方針に従い、または独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機および服用の方法の指示、医療従事者の確保等その他の必要な措置を講じる。

安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項を資料編に示す。

第8 学校等施設における退避措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、退避の指示等があった場合は、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を校舎内に退避させる。病院や社会福祉施設等においても、患者や入所者を建物内に退避させる。

第9 不特定多数の者が利用する施設における退避措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、退避の指示等があった場合は、利用者を屋内に退避させる。

※ 資 料

1 安定ヨウ素剤およびその服用に関する留意事項

(資料編 1-22)

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- ①町は、飲食物について、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。
- ②町は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言および指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施する。

第7節 救助・救急および医療活動

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救助・救急活動および医療体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

第1 救助・救急活動

町は、県や関係周辺市から救助・救急活動について応援要請があったとき、または災害の状況等から必要と認められる場合には、要請にこたえるよう努力する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

第2 医療措置

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

第8節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、町は、県および関係団体と連携し適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ

町は、県および関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

町が被災した場合には、県および関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものおよび受入れを希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を原子力災害対策本部等ならびに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。国および被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

2 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。